

S-GAP基準書【茶編】

令和6年3月25日策定

項目No	評価項目	管理基準	国際水準GAP ガイドライン 番号
1	農場の方針の策定	S-GAPの5分野(食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理)を継続的に改善するために、必要な取組を明確にし、それに沿った方針を定め、共有している	3
2	農場の組織体制と能力向上	組織体制を定めて、作物管理、商品管理、労務管理等業務ごとの責任者を決め、周知している 責任者や作業者がその能力を向上し、ルールに従って作業を進められるよう、教育・訓練等を行っている	2、21
3	生産計画に沿った実施	農場経営の方針に基づいた生産計画を策定し、計画に沿って作業を実施するとともに、実績を計画に対して評価し、必要に応じて次の計画に反映させている	6
4	食品安全、労働安全、環境保全に関するリスク評価と農場ルールの策定	農場のほ場、施設等について、食品安全、労働安全、環境保全の観点からリスク評価を行う 影響が大きいと判断したリスクについて、影響を低減・排除するための農場のルールを定め、対策の実施、実施状況の確認及び必要に応じた見直しを行っている	8、9、10
5	クレーム等への対応	クレーム及び農場のルール違反への対応手順を定め、クレーム等が発生した場合はその内容を記録・保存する	15
6	農業生産の維持・継続のための対策	BCP(事業継続計画)の策定や保険の利用を検討するなど、事故や災害等に備えた農業生産の維持・継続のための対策をしている	16
7	人権侵害防止	雇用・労働環境における人権侵害防止について、管理方法を定めて実施している 家族経営の農場では、家族間で十分な話し合いを行っている 労働条件を遵守し、労使間における労働条件、労働環境、労働安全等に関する意見交換を実施している	17、19、20
8	作業場等の整理整頓、衛生管理、ほ場汚染への対策	荒茶加工施設等、収穫物を取り扱う全ての施設・設備が整理整頓され、清掃や有害生物(昆虫、小動物、鳥類、かび等)の侵入・発生防止対策等、適切な衛生管理を行うことにより清潔に保たれている ほ場の使用履歴や周辺の状況等から、ほ場が汚染される危険性や土壌を通じた農産物の汚染の危険性について、あらかじめ把握(リスク評価)し、必要に応じて対処している	28、34、37
9	入場時のルール	農産物の汚染や事故を防止するため、食品安全・衛生管理、労働安全、環境への配慮に関する入場時のルールを定め、作業員や来訪者へ遵守するよう周知している	26
10	水の安全性	栽培等に使用する水は、その水源を把握するとともに、病原性微生物、重金属類、農薬等による農産物への汚染に関するリスク評価を行い、評価結果に基づく対策を実施している 生葉の洗浄を行う場合は、生葉洗浄工程における洗浄用器具、洗浄水による生葉の汚染防止対策を実施している 荒茶加工施設で使用する水は、定期的な水質検査を行い、安全性を確認している	31、32
11	作業場等の作業性、衛生管理	荒茶加工施設や貯蔵施設等(全ての施設・設備)は、定期的に点検・整備を行い、照明、通風、排水その他が農作業や衛生管理に適した構造となっている 荒茶加工施設の入口に「土足禁止」の表示を行い、上履きを用意し履き替える	34、35
12	肥料等の安全性確保、土壌診断に基づく施肥	土壌診断を活用して、埼玉県の施肥基準やJAの栽培暦等を踏まえた施肥設計を作成し、その計画に沿って、肥料等を施用している 局所施肥や肥効調節型肥料の活用等によって減肥を心がけている	45、65
13	自家製堆肥の安全性確保	肥料等の原材料・製造方法や安全性、成分を確認し、食品安全、環境保全に配慮した利用計画を策定している 堆肥は、適切な期間・温度の発酵維持による雑草種子、有害微生物の殺滅対策等、適切に堆肥化されたものを使用している 肥料等に、原料の家畜ふんや製造途中の堆肥が接触しないよう区分して管理している	63、64、67

項目No	評価項目	管理基準	国際水準GAP ガイドライン 番号
14	維持持続可能な農業の実践	堆肥や緑肥といった有機物を活用するなど、土づくり等を通じた適正な土壌管理の実施により、持続可能な農業に積極的に取り組んでいる	29
15	廃棄物の分類、適正保管	農場から出る廃棄物の種類等を把握し、廃棄物自体を削減する方法を検討している	33、46、47
		農場内を整理・整頓し清掃により清潔に保つとともに、廃棄物は、品目別に場所を決めて表示・分別し、飛散・流出しないよう適切に管理し保管している	
		機械類や農産物の洗浄水など、ほ場や農産物取扱施設で発生した排水やそれに含まれる植物残さなどを適切に管理している	
16	廃棄物の適正処理	農業生産活動によって発生した廃棄物は、不要な焼却などをせず、地域のルールや法令を遵守して処理している	46、47
17	作物残さの有効活用	作物残さを土づくりに利用するなどして、リサイクルを実施している	46
18	エネルギーの効率利用	常にエネルギー消費を抑えようという意識を持って、省エネに取り組んでいる	45
19	鳥獣を引き寄せない農場管理	作物残さ等を管理された場所に保管するなど、ほ場等への鳥獣の接近を制限する取組により生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策を実施している	49
20	危険作業の把握、事故に備えた対策	危険を伴う作業を把握し、その回避や事故発生時に備えて必要な能力、資格を得るための研修・訓練等を行っている	23、25
		事故の発生に備えて、清潔な水や救急箱がすぐに見えるようになっている	
21	危険作業場所の注意喚起表示	危険な作業・場所等には、注意喚起の看板等が設置されている	—
22	トラブル発生時の連絡体制	非常時の連絡先リストや事故対応手順を作成し、事故の発生リスクが高い場所に掲示し、周知している	25
23	農業用資材の適正保管	毒劇物等は危険物表示をした上で他の資材と分けて施錠保管するなど、法令に従って適切に管理している	44、61、67
		農薬を取り扱う施設では、換気口を設置するなど通気性を確保する	
		農薬、肥料、燃料等の農業用資材は、農産物への接触や、環境への流出、盗難の防止、崩落・落下防止、発熱・発火・爆発防止等のため、種類ごとに整理整頓して適切に保管している	
24	農薬の移し替え禁止	農薬の移し替えは絶対に行わない	61
25	種苗等の利用における権利の確認	登録品種であるか確認している	5
		(登録品種の場合は)種苗の利用について、権利関係を必ず確認している	
26	ほ場、施設の情報の整理と保存	生産ほ場や施設の一覧を作成するなど、ほ場等の情報(名称、所在地、面積、栽培品目等)や栽培歴を整理し、保存している	1
27	農薬、肥料在庫の正確な把握	管理台帳等に整理することによって、農薬や肥料等の在庫を正確に把握している	61、67
28	信頼できる事業者の選定、農場業務の外部委託先との合意	資材やエネルギーの取引先、外部分析機関には、安全性や信頼性を担保できる事業者を選定している	13、14
		農場業務を外部委託している場合は、農場のルールに沿った管理を遵守することについて、委託事業者の合意を得ている	
29	資材の購入伝票等の整理、保存	資材(種子や苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等)の購入伝票等は、必要に応じて確認できるよう、整理して保存している	—
30	チェックリストによる自己点検	S-GAPの基準に沿った農場の管理を実施するため、ガイドブックを活用して農場のルールを定めている	4
		年に1回以上、チェックリストを活用した自己点検を行っている	
31	他者からの点検	他者からの点検を受け入れている	—

項目No	評価項目	管理基準	国際水準GAP ガイドライン 番号
32	改善箇所の早急な 対処	点検の結果、改善が必要な事項があった場合、早急に対処している	4
		必要に応じて、農場のルールの見直しを行っている	
33	出荷記録の一定期間 保存によるトレー サビリティの確保	出荷に関する記録を保存するなどして、万一の事故発生に備えている	11
		出荷記録は、栽培記録等と紐づけができるようになっている	
		出荷する農産物には、産地と品目等が適正に表示されている	
34	栽培記録等の一定 期間保存	栽培記録等、農場の管理を実証するために必要なS-GAPで求める各種記録を整理し、保管期間を定めて保存している	6、7、11
35	ボイラーの設置、自 主点検	ボイラーや圧力容器を設置している場合は、届出や取扱作業主任者の設置が必要な規模かどうかを把握し、適切に処理している	39、40
		ボイラー及び圧力容器の自主点検を定期的に行い、記録を保存している	
36	農薬使用計画に基 づく農薬使用、使用 基準(ラベル)の遵守	使用予定の農薬リストと登録情報をまとめ、使用基準違反を防ぐ農薬使用計画を作成し、その使用計画に基づき適正に農薬を使用している	54、55、62
		農薬使用の責任者を決め、農薬適正使用の指示と検証を行っている	
		農薬使用時は、必ず登録情報や容器のラベルに書かれている使用濃度や散布方法などを確認し、その内容を守っている	
37	農薬散布機等の点 検、使用後洗浄	農薬散布機等を使用する際は、使用前後の点検及び使用後の洗浄を適切に行っている	59
		農薬の残液や農薬散布機等の洗浄排水の処理を適切に行っている	
38	散布薬液のドリフト 防止	防除の際は、気象条件や農薬の性質等を考慮して、周辺作物への影響をできる限り低減するよう対策を行っている	57
39	周辺ほ場からの農 薬被曝防止	農薬ドリフト等の影響を回避するため、周りのほ場の作付情報等を把握し、対策を行っている	50
40	体調不良時の農作 業禁止	体調がすぐれない状態での作業は控えている	—
41	作業前、トイレ後の 手洗いの徹底	ほ場等から通える場所に清潔な手洗い設備やトイレを確保する	27
		農産物に触れる作業の前やトイレ後に手洗いをするなど衛生管理を実施している	
42	包装資材等の安全 性確保	包装資材等は、素材の安全性を確認しており、保存、使用時を通じ、常に清潔に保たれている	42
		機械や器具、掃除道具、洗剤、消毒剤、潤滑油等は農産物に接触しても問題がないものか確認し、適切に使用、洗浄、保管している	
43	収穫から出荷までの 品質低下防止	収穫、輸送、保管等の各工程で、品質低下を防ぐ工夫をするなど、農産物を適切に保管、貯蔵している	37
44	汚染、異物混入防止	出荷物に異品種や異物、有毒植物等の混入や汚染・破損が発生しない対策をとっている	12、34、36
		喫煙や飲食をする場所を限定している	
		アレルギー物質を含む農産物と他の農産物が接触する可能性のある作業工程を確認し、必要に応じて対策を実施している	
45	散布薬液の正確な 調製、使用器具類の 洗浄	農薬散布液を作製する際は、散布面積等から必要量を計算し、適切な器具を使い、周辺環境を汚染しない場所で調製している	56
		使用した計量器具等の洗浄を適切に行っている	

項目No	評価項目	管理基準	国際水準GAP ガイドライン 番号
46	IPMの取組の実施	病害虫・雑草の発生を抑制する環境作りに取り組んでいる(IPMにおける「予防」の取組)	51、52、53
		病害虫・雑草の発生状況を把握した上で、防除要否やタイミングを判断し、農薬の使用は必要最低限としている(IPMにおける「判断」の取組)	
		化学合成農薬に代わる防除手段(防除資材、使用方法)を積極的に導入し、防除している(IPMにおける「防除」の取組)	
47	有資格者等による危険作業の負担、指導	危険な作業は有資格者等が行い、育成が必要な作業者に対しては熟練者が指導している	—
		妊産婦や年少者に危険な作業を割り当てない	
48	適切な装備と保管	農作業安全をよく考慮し、作業の特性に合わせた作業着や防護具を着用し、適切に管理している	24、58
		農薬防除の際は、容器のラベルの表示内容に基づき、安全な作業を行うための適切な装備を整えて調製、防除、片付け作業を実施し、作業後は、作業服や防護具を適切に洗浄、乾燥し、他への汚染がないように保管している	
49	機械類の使用 方法習熟、点検・整備、 取扱説明書の保存	機械・装置・器具類の使用にあたっては、使用方法の習熟や安全装置等の確認、使用前点検・使用後の整備による適切な管理を実施する	38、41、43
		計量機器は定期的に点検し、必要な校正を行っている	
		取扱説明書はよく読み、内容を理解してから適切に使用するとともに、説明書をきちんと保存している	
		使用する用具・器具等(容器、機械・装置及び運搬車両を含む)が適切な管理により清潔・適正に保たれ、数量や状態も把握されている	
50	農薬、肥料の使用記録、保存	農薬や肥料の使用状況を記録し、保存している	60、66
51	周辺住民に配慮した農薬使用	農薬散布の際は、近隣住民等に十分配慮し、影響回避のための対策を行っている	57
52	騒音、悪臭、煙等による周辺への影響配慮	騒音、振動、悪臭、煙・埃・有害物質の飛散・流出等による周辺住民等への影響に配慮し、対策を実施している	48
53	土壌侵食の防止、侵食軽減対策	土壌の侵食を受けやすいほ場では、侵食を軽減する取組を活用している	30
54	各種保険への加入	農作業中の事故の発生等に備えて労災保険等各種保険に加入している	22
55	外国人雇用の際の環境整備	技能実習生など、外国人雇用がある場合、適切な対応を行うための環境整備等を実施している	18
56	知的財産の権利保護及び侵害防止	知的財産を保有している場合、流出防止や権利化に取り組むなど、適切に保護・活用している	5
		他者の権利を侵害しないよう、ブランド名の商標登録の状況や、新たに開発された技術等の知的財産の権利関係を確認している	